

平成 2 0 年度第 2 回

札幌市障害者施策推進協議会

会 議 録

日 時 : 平成 2 0 年 1 0 月 2 7 日 (月) 午前 1 0 時開会
場 所 : 視聴覚障がい者情報センター 2 階 大会議室

1. 開 会

事務局（森下障がい福祉課長） 皆様、おはようございます。

障がい福祉課長の森下と申します。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、定刻でございますので、ただいまから、札幌市障害者施策推進協議会を開催いたします。

なお、本会議は、会議を公開しており、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいます。

傍聴される方につきましては、資料はお配りしておりますが、発言はできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、お手元にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

担当係長からご説明いたします。

事務局（吉井事業計画担当係長） 障がい福祉課の吉井と申します。おはようございます。

お手元の資料ですが、まず協議会次第と表に書いてあり、裏に名簿がついているものが1枚ございます。議題に関する資料ですが、今回、結構たくさんお配りしています。まず最初に、議題の1番目であります障がい福祉計画に関しましては、まず一つ目に、中ほどに資料1、国の基本指針（案）と書いてあるA4横のものをお配りしております。次に、二つ目として、資料2、北海道の策定指針（案）、これもA4の横のものになりますけれども、お配りしています。三つ目として、これがきょうの議題の中身になるのですけれども、資料3、札幌市の計画素案と書いてあるもの、これはA4縦のものです。あと、計画関係の資料としましては、第1期の障がい福祉計画、黄色い表紙の冊子になります。それから、札幌市障がい福祉計画策定に係る障がい児者実態等調査という書類、委員の方には本書と概要版の2冊と、傍聴の方には概要版をお配りしているところです。二つ目の議題として、交通費助成制度についてですが、交通費助成制度についてと書いたA4縦の4枚物の資料が議題2の資料になります。もう一つ、この議題二つが終わった後に報告させていただく事項がありまして、その報告資料として、丸が四つあって、地域活動支援センター就労者支援型事業云々と書いてあるA4縦の5枚物の資料を報告資料としてお渡ししております。もう一つ参考に、札幌市障がい者による政策提言サポーター提言書に対する取り組み状況です。これは、ことしの5月に出したものですけれども、その間、施策推進協議会が開かれていませんでしたので、今回、参考にお渡ししております。

今、お話しした資料に関しまして、足りないものはないでしょうか。

また、お配りした名簿の中にお名前間違いなどがご指摘いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

事務局（森下障がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、障がい福祉担当部長

の岡田からごあいさつ申し上げます。

事務局（岡田障がい福祉担当部長） 皆様、おはようございます。

障がい福祉担当部長の岡田でございます。

本日は、大変お忙しい中を、この障害者施策推進協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様方には、日ごろから本市の障がい福祉施策の推進に多大なるご理解、ご支援を賜っておりますこと、心からお礼を申し上げます。

この協議会は、障害者基本法に基づきまして、障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進についてご審議をいただくための機関でございます。今年度は昨年度から引き続きまして、障がい福祉計画と交通費助成事業を中心にご審議をいただいているところでございます。

この二つの大きな項目につきまして、障がい当事者としての視点からより多くのご意見をいただくため、今回、新たに障がい者による政策提言サポーターとして活動していただいております3名の方を新たに臨時委員としてお迎えし、全部で23名の協議会としたところでございます。

委員の皆様方におかれましては、長年、障がい福祉に携わっておられる豊かなご経験に培われたご見識や、障がい当事者としての思いなどを通じて、本市の障がい福祉施策について貴重なご意見を賜りたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

本日の会議では、まず、平成21年度から始まります第2期障がい福祉計画の策定に關しまして、国の基本指針や北海道の策定方針の案とともに、札幌市における計画の素案についてご説明をいたします。未確定な部分が多く、今後、変更の余地も多分にあるものでありますけれども、計画策定に当たって特に勘案しなければならない事項や重点に実施すべき施策などについてご意見を賜りたいと考えております。

次に、昨年度から引き続きご審議をいただいている障がい者交通費助成事業につきまして、既に新聞報道等でご存じの方も多いためと思っておりますけれども、改めて、現状についてご説明をいたします。これからも引き続き障がいのある方などのご意見を丁寧に聞きながら交通費助成事業の制度設計を検討してまいります。この協議会におきましても、臨時委員の皆様方の率直なご意見を賜り、制度設計の参考にいたしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、今回、議題とさせていただきました第2期の障がい福祉計画につきましては、今年度中に策定しなければならないこととなっております。この協議会では、この後、パブリックコメント実施の前に計画案についてご審議をもう一度していただく予定でありますので、よろしく願いいたします。

また、交通費助成事業に関しましても、引き続きご審議いただくことになるかと思っておりますので、今後とも活発なご議論をお願い申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。

どうかよろしく願いいたします。

3. 委員紹介

事務局（森下障がい福祉課長） それでは、ここで委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。

お手元の名簿をごらんいただきたいと思います。

今回、2人の委員が新たに加わっておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、名簿の上から12番目の武田良夫委員でございます。

武田委員、一言、お願いします。

武田委員 武田でございます。

皆さん方、ご指導のほど、よろしく願います。

事務局（森下障がい福祉課長） ありがとうございます。

次に、名簿の上から18番目の吉田信子委員でございます。

吉田委員 吉田でございます。

前任の川端会長の後を引き受けました民生委員の吉田です。どうぞよろしく願います。

事務局（森下障がい福祉課長） ありがとうございます。

なお、本日は、委員名簿の上から順に、1番目の伊東委員、2番目の遠藤委員、5番目の大友委員、9番目の坂田委員、13番目の田中委員、17番目の花井委員、20番目の渡辺がある委員の7名が、残念ながら、都合により欠席されております。

本日もご出席の皆様につきましては、私の方から所属とお名前についてご紹介させていただきますので、よろしく願います。

それでは、委員名簿の順にご紹介させていただきます。

札幌市中途難失聴者協会会長の扇谷明美様です。

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部長の大滝和子様です。

札幌市社会福祉協議会地域活動部長の大西洋一様です。

札幌市精神障害回復者クラブ連合会会長の河西明様です。

札幌市精神障害者家族連合会会長の佐藤義夫様です。

知的障害者更生施設石山センター施設長の芝木厚子様です。

札幌市知的障害者職親会副会長の武田良夫様です。

札幌公共職業安定所所長の中村隆司様です。

重症心身障害児施設札幌あゆみの園施設長の西野千郷様です。

札幌市手をつなぐ育成会会長の野宮幸様です。

札幌肢体不自由児者父母の会副会長の渡辺あや子様です。

札幌市民生委員児童委員協議会理事の吉田信子様です。

札幌市身体障害者福祉協会会長の神田直也様です。

以上、13名の委員の皆様にご出席いただきました。どうぞよろしく願います。

す。

それから、今回から、障がい福祉計画や交通費助成制度のご議論に当たり、多くの当事者のご意見をいただくため、札幌市障害者施策推進協議会条例第4条の規定に基づきまして、障がい者による政策提言サポーターから身体障がいのあるサポーターお1人、精神障がいのあるサポーターお1人、知的障がいのあるサポーターお1人の3名を臨時委員として委嘱いたしました。

なお、任期は、皆様と同じく平成21年7月27日まででございます。

それでは、臨時委員となられましたサポーターの方を紹介させていただきます。

まず、代表の黒田澄雄様でございます。

黒田様には、身体障がいの立場からご意見をいただきます。

次に、副代表の相原正義でございます。

相原様には、精神障がいの立場からご意見をいただきます。

最後に、鈴木昭子様でございます。

鈴木様には、知的障がいの立場からご意見をいただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、岡田部長ですが、急な所用が入りまして、ここで退席させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局（岡田障がい福祉担当部長） よろしく願いします。失礼いたします。

〔岡田障がい福祉担当部長退席〕

事務局（森下障がい福祉課長） 今後の進行につきましては、本日は伊東会長がご欠席でございますので、神田会長代理にお願いしたいと存じます。

それでは、神田会長代理に、一言、ごあいさつをいただきたいと存じます。

神田会長代理 皆さん、おはようございます。

伊東会長がご欠席でございますので、きょうはかわりに進行をさせていただきます。

ご存じのように、平成21年、3年の見直しの時期になりまして、今、いろいろな国の施策の中で、18、19、20年度における激変緩和による1,200億円の投入、あるいは、去年の三十何億円の投入ということで、国の流れの中でも見直しにかけて一生懸命やっているようでございます。それぞれ皆様方が所属なさっている縦の団体の中では、そういう問題は、今、大いに議論をされて、国に向けての要望の時期でございましょう。それをあわせて、札幌市は一生懸命やっていただいて、先、先、先の計画を持ってこられて、まだ国で決まっていないことが先に審議されているということで、そういう金額の面が後に出てきているところもございますけれども、とにかく障がい者福祉施策については札幌は全国の中でも進んでいると私も自負をしているところでございます。

私も、この間、名古屋に行ってまいりました。政令指定都市の仲間と話したり、あるいは、きのうは青森に行って東北・北海道ブロックの仲間と話したり、そういう情報がある程度持っているつもりでございます。国の機関にも、私らの団体を含めて後押し、しりた

たきをしているような状況で、中央の情勢も、若干、私も持たせていただいています。いろいろ札幌市のご計画を聞きながら、その点もあわせて皆さん方のご意見もちょうだいしたいと思いますので、よろしく願います。

4. 議 事

神田会長代理 それでは、早速、議題に入りたいと思います。

まず、1番目の障がい福祉計画についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局（吉井事業計画担当係長） 障がい福祉課事業計画担当係長をしています吉井と申します。

私の方から、議題の一つ目であります障がい福祉計画についてご説明をさせていただきます。

申しわけないですが、座ってご説明させていただきます。

お手元にたくさんの資料をご用意しております、このすべてを完璧に説明すると時間がなくなりますので、必要な部分をかいつまんで説明させていただきたいと思います。それでも少しお時間がかかると思いますので、少しおつき合いいただきたいと思います。

まず、資料1、国の基本指針（案）をご用意ください。

これは、ことしの9月29日に行われた厚生労働省主催の障害福祉関係主幹課長会議の資料になります。この中で、いろいろな議題があったのですが、その議題の一つに、障害福祉計画についてということが項目に上がっていて、今回、お渡ししたものがそこで配付された資料になります。

まず、資料を2枚ほどめくっていただいて、右下に2ページと書いてあるところをお開きください。

障害福祉計画につきましては、居宅介護などの訪問系サービスとか生活介護といった日中活動系サービスというもののサービスの見込み量や地域移行の数字目標を定めるというものでございますが、まず第1期の計画として18年度から20年度までの1期目の計画がございます。今、これからご審議いただくのが、2ページの右下に書いてある第2期計画という部分になります。

第2期計画の策定に当たっては、第1期の実績を踏まえながら考えなさいとなっていて、今までの第1期の進捗状況などを踏まえたこと、あるいは、今現在、札幌市でどういう課題がありますかということを考えながらつくっていく形になります。今回、施策推進協議会の皆様には、どういう課題があるのかということについて、改めて、議論というか、ご意見をいただければなと思っています。

次に、3ページ目に移りまして、障害福祉計画の策定における留意点でございます。

基本的に第1期の計画の策定指針と変わっているわけではありません。上から三つ目の丸に、第1期計画の策定に際して基本指針において示した数値目標の考え方は、基本的に

第2期計画の策定に当たっても変更しませんと言われていました。第1期の計画に数値目標が大きく三つあるのですけれども、それに対する考え方は基本的に変わらないというふうにされています。

サービス見込み量に関しては、上から五つ目、六つ目の丸にあるところですが、第1期計画の現状の把握とか地域における課題等を踏まえながら目標値を適切に補正しなさいということで、障がいのある方のニーズを踏まえた必要なサービス量を見込むという形で示されております。

次に、4ページに移っていただきます。

神田会長代理のごあいさつにもあったとおり、今、国の方で制度施行後3年の見直しが進められているところです。社会保障審議会で審議されておりまして、資料などある程度ご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、最終的な方向性はまだこれからということで、ことしの12月ごろと言われております。そこで一定の方向性がまとめられる形になります。

実際、その見直しをいつ実行するかということに関しても、現時点では未確定という状況の中、では障害福祉計画はどうするのかという部分に関しては、まだ見直しの方向とか時期が未確定である以上、現在の枠組みの中でそのまま計画を策定しなさいというふうに言われています。法の見直しが行われたときに、改めて2期計画の見直しが必要になる場合がありますという形になっていて、その場合は、改めて通知が来て、計画を見直す形になるかと思っています。

ですので、今のところ、今回お示した計画素案に関しては、現行制度の枠組みをベースにつくっています。

ページを飛ばしていただいて、7ページに移っていただきたいと思います。

ここでは、第1期計画に対する基本的な認識と、第2期計画における変更内容ということで、大きく六つの項目について書いてあります。それぞれの項目については、この次の8ページ以降に具体的な説明が書いてありますので、そちらの方で少し触れていきたいと思っています。

1枚、開いていただいて、9ページをごらんください。

基本的にサービス提供基盤の整備については、第1期計画としてはそれぞれ市町村がやっている形になっています。札幌市の場合で言うと、北海道が障害福祉圏域を定めていまして、札幌圏という枠をつくっているのですけれども、その圏域の枠の中で全体として底上げしていくためにはどうすればいいかということ圏域単位で考えなさいと、それに当たっては、北海道と札幌市と近隣の市町村と共同しながらやりなさい、それによって全体的にサービス基盤を整備しなさいという形で圏域単位のサービス基盤の整備の促進ということが言われております。当然、基盤整備をするに当たっては、どんなサービスがどの程度必要かということを見込んだ上で整備計画を立てなさいという形になっているところがございます。

ページを飛ばしていただいて、17ページです。

変更内容の二つ目は、障がい者の地域生活への移行の一層の促進という部分ですけれども、国の基本指針として第1期で示されたのが、17年10月時点の施設入所者の7%以上を地域に移行させましょうという目標になっています。北海道は、札幌市もそうなのですが、その倍の14%程度を目標にしているのですけれども、国の枠組みとしては、今のところ、第2計画についても7%以上を基本としている形になります。

これは後でご説明しますが、北海道の施設入所者の利用意向調査の結果も出ているので、ここの数値目標についてはどうするかというのは、また議論の対象になるかと思っていますところでは。

その次のページの17ページに、精神障がい者の地域生活への移行という部分がありますけれども、これに関しては、今のところ、17年度に北海道が調査した退院可能な精神障がい者が400人ぐらいいるのですけれども、その方全員を目標にしています。後で説明をしますが、進捗状況としては厳しい状況にあります。それをどうやって進めていくのかに関しては、都道府県で言うところの精神障がい者地域移行支援特別対策事業、退院促進支援事業と言われるものですが、それを実施しなさいと言われていています。これは、基本的には北海道事業なのですが、札幌市でも独自にというか、北海道と協力してなのですが、退院促進支援事業、地域生活移行支援事業を進めていく予定で考えているところでは。

三つ目の相談支援体制の充実強化に関しては、19ページにお移りください。

ここでは、相談支援体制を充実していくために、地域自立支援協議会が非常に重要だろうということで、地域自立支援協議会のあり方をできる限り具体的に書いてくださいというふうな今回の計画では言われています。自立支援協議会については、別途、自立支援協議会の方でみずからのあり方について検討しているところでありまして、その中での議論を踏まえつつ、自立支援協議会が可能な限り地域の課題について情報共有できるような場になるような形で進めていければなと思っていますところでは。

変更点の四つ目は、一般就労への移行支援です。就労支援の強化の部分ですけれども、これは21ページになります。

都道府県の方で、工賃倍増5か年計画というものを立てていまして、北海道の方でも授産工賃を倍増する計画を立てています。授産工賃は1万5,000円ちょっとぐらいだと思いますけれども、それを倍増しましょうという計画を立てているところでは。市町村に関しても、計画の中で言われているのは、実は地方自治法が改正されまして、福祉施設等に随意契約で発注できる業務の範囲が拡大されています。

23ページをごらんいただきたいと思います。

たしか18年くらいに変わったのですが、今まで、物品の購入に関しては随意契約で可能だったという作りだったのですけれども、今回の改正で、3月からは役務の提供ということで、清掃、クリーニング、発送というたぐいの役務の提供についても障がい施設が

らの発注が可能になります、随意契約での発注可能になりますということが制度改正でなされました。これに対する取り組みについても、可能な限り、計画に計上してくださいということを言われています。

実は、札幌市では既に第2次新まちづくり計画という別の計画の方で発注機会の拡大ということを目標として掲げておりました、今後、これを具体的にどう進めていくのかということは、今後、スキームを定めなければならない部分がありますので、そこは改めて検討していかなければならない部分かなと思っておりますが、可能な限り、発注をふやして授産工賃のアップにつなげていけるような取り組みができればなと思っております。

変更内容の五つ目が、次の24ページにあります。

虐待防止の関係ですが、24ページの左下に「また」以降で線が引いてあるところがあるのですけれども、「市町村においては、住民からの虐待に関する通報があった場合にどのような対応を行うのか関係者の合意による対応システムについて検討しておくことが必要」と書いてございます。

本日の議題2が終わった後に、報告案件として、この部分に関して、今現在、札幌市がどんな取り組みをしているのかということをし報告させていただきたいと思っておりますが、計画の中でもこれに少し触れた方がいいのではということをお考えなさいと言われております。

最後の変更点の六つ目が、サービス見込み量に対する考え方を見直しですが、これは25ページの部分になります。

ここの部分に関しては、資料の三つ目の計画素案の説明をさせていただくときに触れさせていただきますけれども、今まで居宅介護は時間数だけの見込みを書いていたのですが、利用者数も見込みなさいと。例えば、札幌で居宅介護を3,000人受けています。それで受給時間数が50万時間ぐらいですという両方の指針をサービス見込み量として掲げなさいと言われていて、当然、それは機械的に見込むのではなくて、ニーズとか地域における課題を把握しながらちゃんと検討しなさいと、国の指針としては言われているところになっています。

26ページの後の部分は、国がこれから2期計画を策定するための指針というのは告示として示されているのですけれども、その指針の改正案が新旧対照表形式で載っています。

基本的に、今お話しした部分などがここの改正案に盛り込まれているところですので、本日、1個1個の説明はいたしませんけれども、このような国の指針に基づいて札幌市は計画をつくっていく形になっているところです。

国の方でこのような基本指針ができて、では、北海道はどういう指針を策定するのかというのが資料2になります。

基本的に、北海道の策定指針は国の基本指針と大きくは変わっていません。なので、同じところは説明を省略させていただきたいと思っております。

4ページを見ていただきたいと思います。

ここでは、北海道の策定指針として計画作成の指針というところがあります。この中に（１）（２）（３）とあるのですが、今回新しく入ったところは下線を引いてありまして、例えば（３）の就労支援の強化という部分に関しては、福祉的就労の底上げをしましょうということ、先ほど申し上げた自治法改正を踏まえた事業所への発注を検討しなさいという部分や、その次のページの（６）番にあります相談支援体制をきちんと整備していきなさいということ踏まえながら計画をつくりなさいというふうに北海道の方では言っているところです。

その他の部分に関しては、国の指針と余り変わらないので飛ばさせていただいて、８ページをごらんいただきたいと思います。

８ページの第３の２、障害福祉サービス料設定等の基本的な考え方の部分になお書きがございます。ことしの６月に道が実施した入所施設利用者意向調査です。土曜日の新聞に載っていたと思いますけれども、この実施結果を反映したものとなるようにサービス見込み量を設定しなさいというふうに言われています。あとの計画素案の話をするときに、ちょっと触れたいと思っています。

もう一つ、次のページの９ページに移っていただいて、（２）圏域ビジョンの策定という部分がございます。

先ほど、少しだけ触れた圏域単位ごとのサービス基盤の整備というものが国の指針の中にあるのですが、北海道としては、すべての圏域について圏域ビジョンを策定する方向性だというふうに聞いています。なので、札幌圏は資料２の一番最後のページに、障害保健福祉圏域が載っていて、札幌圏は札幌、江別、千歳、絵庭、北広島、石狩、当別、新篠津という構成ですが、その圏域の中で全体的にサービス提供基盤が整備できるように事業所の整備を考えていくということになります。ただ、圏域ビジョンの策定の方向性については、まだ具体的に北海道の方と詰め切れておりません。これが札幌市の計画にどの程度影響するかということに関しても、まだ見えない部分がありまして、説明がうまくできないのですが、いずれにしても、圏域単位ごとに、札幌だけに偏らないとか、ほかの圏域でもサービスが提供できるような体制をつくるような方向でサービス提供基盤の整備を進めていくという形で道は考えているということになります。

このような国の指針とか北海道の指針を踏まえまして、札幌市でも今年度中に計画をつくらなければならない状況にあります。まだ正式な通知に国も北海道もなっていない中ですが、年度内につくらなければならないということ踏まえまして、今回、施策推進協議会の皆様には資料の３番目の札幌市の計画素案を示させてもらっています。これに関しては、まだ最終的な確定形では全くございません。中身が変更する可能性もございますし、内容が変わる可能性もあります。ただ、議論をしていただくに当たって、あつた方が便利かなということで、骨格みたいなもの、こんな感じになるのではないかなというもの示させてもらっている資料になります。

基本的な考え方としては、第１期の計画と大きく変わっているわけではありません。２

枚ほどもくっていただいて、目次を見ていただきたいと思います。

第1期の計画と比較していただければわかるのですが、基本的な構成としては第1期計画と大きく変わっていません。当然、中身は第1期の計画を踏まえたものになるので中身は変わっていくのですけれども、基本的な構成案については第1期の計画と大きく変わっていません。新しく加えるところに関しては、第3とあります札幌市における事業所の状況がデータとしてなかったもので、それは載せましようと思っていて、そこを新たに載せる形になります。

その他の部分に関しては、基本的に第1期計画の枠組みと同じです。ただ、中身が変わるという形になります。

できましたら、第1期計画書と並べて見ていただいた方がいいかと思っています。

目次をもう1ページめくっていただくと、第1、障がい福祉計画の策定に当たってというところがあるのですけれども、ここの第1の部分は計画策定の趣旨の目的、次のページに障がい福祉計画の位置づけ、3番目に障がい福祉計画策定の体制という三つの項目があるのですけれども、ここは第1期計画と変わっている部分は基本的にはありません。やっていることがちょっと違ったりするので、3番目の障がい福祉計画策定の体制の部分については少しいじっています。今回、北海道が行った入所施設利用者移行調査とか、養護学校の生徒さんにアンケート調査したりというものもありますので、そんなものを加えたりしているもので、基本的に1期目の計画と同じものになっております。

次に、4ページの障がい福祉計画の基本理念に関しましては、自立支援法ができたときの考え方が大きく三つになりますので、この基本理念は維持しようと思っておりますので、ここの部分に関しても前回計画と同様になります。

次の5ページ目以降の札幌市における障がい者（児）事業所の状況に関しては、障がい者数については、実は1期計画でも資料編で載せていたのですけれども、本編に移してみようと思いました。

身体、知的については、基本的に手帳数で判断しています。知的障がいに関しては、手帳でいいのかどうかちょっと微妙な部分がありますけれども、一たん指標としては手帳の情報でさせていただきます。

次のページの精神障がいの数に関しては、手帳と精神通院公費医療の受給者の数を今回は出しています。手帳と比べると2.6倍ぐらいの数の受給者数があるという状況になっていて、その後は単純にデータが並んでいるだけのものです。

9ページに移っていただきます。

9ページは事業所の状況になりますが、札幌市内における区別の事業所の状況を並べてみたものです。これを見ると、ある程度、数があるところもあれば、余り数がないところもあるということがそれぞれにわかるようになっていきます。

11ページ以降は、経年の推移です。19年4月から今現在10月までの段階でどの程度ふえたり減ったりしているかということを書いております。事業所数自体は大抵のもの

がふえているところになります。12ページをごらんいただきたいのですが、旧法施設支援の移行が、まだ初期の見通しよりは進んでいないのかなというふうに思っています。これは、進みぐあいによっては、障がい福祉サービスの見込み量にも影響する形にはなりません。

今、移行の状況については、北海道と札幌市と市町村で協力して、改めて、どういうふうに移行しますかということに移行の時期も含めて調査させていただき予定になってございますので、その状況がわかり次第、また改めてという形にさせていただきたいと思っております。

次の第4、障がい福祉サービスについての基本的な考え方については、これも自立支援法の枠に入ったものですので、ここも基本的には変えないで維持していくスタンスでございますので、今のところ、第1期計画と同じスタンスでございます。

その次の14ページ、15ページの自立支援法の体制につきましては、自立支援の体制をそのまま書いているだけですので、ご説明は省かせてございます。

その次の16ページの障がい福祉計画策定の経緯ですけれども、ここは経緯を書くところなのですが、スケジュール的な面で少しご説明をさせていただきたいと思っております。

17ページの上から三つ目に書いてあるのですけれども、きょう10月27日に第2回札幌市障害者施策推進協議会が行われて、この中で計画づくりに当たってきちんと勘案しなければならない課題は何かということをお聞かせいただきたいと思っております。

その後ですけれども、11月8日に北海道主催の障害福祉計画の意見交換会が札幌市の中です。これは、施設入所者の利用意向調査の説明をした上で意見交換をするものになります。その後、11月29日と12月5日に、札幌市が主催の障がい福祉計画に関する意見交換会をそれぞれ行います。ここでは、今回お示しした計画素案をもうちょっと精査したものになるかと思っておりますけれども、そういうものを題材にしながら、具体的にどうやって進めていくのか、課題は何ですかということを変更して聞くことも含めまして意見交換をしたいと思っております。

今後の予定について七つありますけれども、四つ目に第3回札幌市障害者施策推進協議会を予定しています。これは、第2期計画を策定するに当たって、市民の意見を聞くパブリックコメントを実施するのですけれども、そのパブリックコメント実施の前に、サービス見込み量や数値目標がある程度固まった計画素案をもう一度ご審議いただいて、それで内容がオーケーであればパブリックコメントにかけたいと思っております。

時期的に、まだいつごろになるか確定的なものではないのですけれども、12月中には一度開きたいと思っておりますので、近づきましたら改めて日程調整をさせていただきたいと思っておりますけれども、その際には、またご審議のほどをよろしくお願いいたします。

その後にパブリックコメントを実施して、21年3月までには計画をつくって公表するということをご予定しております。

1枚めくっていただいて、18ページ以降は、平成23年度の数値目標になります。

現時点でということでお聞きいただきたいのですが、現時点では、第1期の数値目標を堅持しようと考えています。大きく四つあるのですけれども、そのうちの二つ目が、19ページに移っていただいて、入所施設の入所者の地域生活の移行の部分ですが、平成17年10月時点の施設入所者数は2,528人ですが、そのうち19%に当たる480人以上の地域生活を目指しますというのが札幌市の1期の目標です。その下に進捗状況というところがありまして、19年9月末現在のデータですけれども、133人という実績になっています。

今後の取り組みの方向性についてこれから検討するところですが、先ほどから何回か申し上げている北海道の施設入所者の利用意向調査の結果によりますと、利用者の3割程度はほかのところで生活したいという意向です。ほかのところというのは、地域を指すのか、ほかの施設を指すのかということに関しては必ずしも確定ではないですけれども、とにかくほかのところで生活したいという方が3割程度いらっしゃいます。その部分をどう踏まえるかということも大きな課題になりますが、当然、それを見越した場合、地域に出たいいただくためには、居住の整備とか、日中活動をどうするかとか、相談支援体制はうまく機能するかとか、居宅介護の必要があるかということを考えなければならないので、どの程度の方を地域生活に移行することを目指すかによって、サービス見込み量にも影響を及ぼす可能性があります。今のところは、国の2倍という方針で数字を置いています、これは今後の課題になるかと思えます。

20ページに、もう1つの目標がありまして、施設入所者数の削減ということがあります。

これに関しては、23年度末までに370人以上減少することを目指しましょうということで、2,528人から370人を引いて2,158人を目指そうと思っています。

進捗状況に関しては、書いてあるとおり、進捗率はよくない状況にあります。19年度末で2,508人、17年10月時点からの削減数は20という形になっています。地域移行をある程度していただいているという数字で、先ほど133という数字が出たのですけれども、新しく地域とかご家庭から施設に入られる方が新たに百十何人いらっしゃるという状況で、施設入所者数が減っていない状況にあります。ここに関しては、地域で支えていく体制がどうなのかということも考えなければならない部分ではありますので、こちらと事業所の皆さんとよく協力しながら考えていかなければならない部分かなと思っています。

今、そういう状況でありますので、今後の方向をどうするのかについても考えなければならない状況になっております。

二つ目の目標が、入院中の精神障がい者の地域生活への移行ということで、札幌市の目標が17年度の在院患者調査での退院可能精神障がい者400人を全員地域生活へ移行しましょうということを目指しています。非公式のデータなのですが、平成19年度に実施された北海道の在院患者調査によると、17年度に退院可能だと言われていた人のうち、

今、退院している人の数が35人です。これは正確ではないです、ちょっとずれるかもしれませんが、1割弱という状況で、進捗率は思わしくない状況にあります。

これに関しては、札幌市でも、右側に図を挿入するとしか書いていないのですけれども、精神障がい者地域生活移行支援事業、昔で言う退院促進支援事業のことなのですが、これを札幌市でも実施する方向で今動いています。北海道ではなくて、札幌市としてです。そのような事業を通じて、新たに地域生活へ移行していただくことを目指しましょうということが、今後の取り組みの方向性に書かれるイメージになると思っています。現実的な部分を踏まえて、この400人が可能かどうかというのは、改めて検討が必要かなと思っています。

四つ目の福祉施設から一般就労への移行ですが、これは23ページにございまして、札幌市の目標としては、17年度の実績の4.5倍、100人を目指しましょうということになっていて、次のページに実績が載っているのですけれども、移行者数については平成19年度で85人となっています。約4倍ぐらいです。これについては、ほかの数値目標と比べると割と進んでいる状況になりますが、これでいいという話ではないので、今後の取り組みの方向性はきちんと考えていかなければならないですし、きょう最後に報告させていただきます報告案件の中に地域活動支援センター、就労者支援型の話とか、元気はっけん(派遣)事業とか、新たに一般就労を支援する事業をこちらでも考えておりますので、その辺のことをやりながら、さらに一般就労への支援を進めていきたいと考えています。

プラス、ここには書いていないのですけれども、先ほどから何回か言っている福祉施設への発注機会の拡大についても、可能だったら触れたいと思っています。どの程度のことを触れられるか、まだスキームが決まっていないので未定なのですが、国の指針でもここはきちんとやりなさいと言われている部分でもありますので、可能なら触れたいと思っています。

25ページから34ページまでが、サービス量の見込みということで、訪問系サービスとか日中活動系サービスの見込みを書く欄になっています。

これに関しては、今のところ、まだ数字を精査中です。例えば、きょういただいた、これから議論いただくような地域の課題とか、その数値目標の設定の仕方を踏まえて数字をつくっていく形になります。次回の施策推進協議会にはこの数字も示した上で皆さんにお見せしたいと思っています。

飛んでいただいて、35ページから58ページまでは、札幌市で行っている地域生活支援事業の枠組みになります。

これにつきましても、サービス見込み量については、まだ精査中です。こちらについても、実際に使っている利用者数の数も見込んだ上で新しいサービス見込み量を出す予定でいます。これらについては、今、ここではご説明しませんが、実績については、今回、資料として載せてございますので、参考にさせていただければと思います。

最後に、59ページ、61ページは内容を検討中のものばかりですけれども、先ほどの

35ページから58ページまでの間に載せたサービス見込み量を達成するために、確保するためにどんなことをしますかということを書く欄がここになります。

これを書くに当たっては、単に数字を確保するだけではなくて、サービス提供するに当たりまして、質的な面も含めて検討しなければならない部分があると思いますので、どのような形で書くのかについては、今、検討中のところになります。先ほどから何度も言っているとおり、きょうご審議いただく課題の中で、こんなことを考えて書かなければだめだよということをご指摘いただけると参考になるので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の61ページは、計画の点検、評価及び見直しの部分ですけれども、第1期の評価に関しては、今、精査中ですが、なかなか評価が難しい状況にあります。数字的な面だけで言えば、サービス見込み量に関しては、事業によりますけれども、おおむね予定どおり進んでいる事業も結構あります。数的な面だけで評価するという話にはならないと思いますけれども、そのような部分も含めて、今、評価をしているところになります。そんなことの意見もきょういただければと思います。

第2期計画の点検評価及び見直しに関しては、例えば、このような場で実績を報告させていただいて、また改めて評価をしていただくということを第2期計画の中でも考えていきたいと思っているところです。

この計画をこれから考えていくに当たっては、皆さんのお手元にお配りした実態等調査の調査結果とか、養護学校の生徒さんに卒業後の進路について聞いているアンケート調査とか、まだちょっと結果は出ていないですが、それもやっております。その他、今回も臨時委員としてサポーターさんに来ていただいているのですが、政策提言サポーターさんの活動の中でミニ懇談会をやっているのですけれども、そのミニ懇談会の中で地域における課題は何ですかということを知るような作業などを通じて、今の置かれている現状を把握した上で計画を策定していきたいと思っているところです。

ちょっと雑駁な説明になりましたが、以上です。

神田会長代理 ご苦労さまでした。

ただいまの事務局からの説明について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

国の案、道の案、札幌市の案ということで、大事なことでございますけれども、専門的にこういうことに携わっている方々と、我々は、今、身近な問題で、こういう問題はどうか、こうあるべきだというご意見が出てきた方が、かえって担当者の人もやりやすいというような気持ちがあります。そして、一番身近なサポーターさんが、一生懸命、毎月、毎月お集まりいただいて、随時、私たちの仲間の声を聞いていますから、そういうものを具体的に出していただいた方が効果的ではないかと私は思うのですけれども、いかがですか。

どうぞ。

相原委員 サポーターで障がい者の相原というものです。

私は、障がい者当事者だけの団体でNPO法人をつくりまして、地域活動支援センター

を二つ運営しているのです。

この資料を見ますと、札幌市は必須事業として地域活動支援センターを第1期も第2期もやるつもりでおられるということだと思えるのですが、その内情ですが、この43ページの札幌市の部分を見ますと、基礎的事業と機能強化事業に分かれております。これは、44ページを見ますと、18年度から20年度までもそのような区別がなされていて、支援いただいているということになっておりますが、機能強化、特に機能というのは就労支援とか相談支援という二つぐらいの項目の強化なのでしょうか。

神田会長代理 ご質問に対して、お答えをどうぞ。

事務局（成澤就労・相談支援担当係長） 就労・相談担当係長をしております成澤と申します。よろしく申し上げます。

機能強化に関しては、国の補助区分の関係で、人数分けて、この部分は機能強化になりますとか、あるいは、人数が少し少ないので基礎的部分でおさめますという区分け、また先ほどおっしゃられた相談支援をあわせて行う部分について、それを加味しますという部分も含めて機能強化という扱いにしております。

相原委員 要するに、事業の活動の規模にあわせているということですね。

そこで確認ですけれども、札幌市としては、必須事業となっておりますが、第2期、平成23年ぐらいまでは地域活動支援センターへの援助、補助金を含めて、主に補助金ですけれども、そういうものは変わらず行うという方針というか、そのつもりなのでしょうか。

事務局（成澤就労・相談支援担当係長） 補助金については、そのまま23年度までいく予定であります。

相原委員 特に、今のところ、札幌市の財政が苦しいから目減りすることを考えたりということはないということでしょうか。

事務局（成澤就労・相談支援担当係長） 今、ちょうど21年度の予算要求中でして、まだ財政局と折衝中でありまして、基本的にはそのままいく予定であります。

相原委員 わかりました。

私の質問の1点目は以上です。どうもありがとうございました。

神田会長代理 ほかにございませんでしょうか。

野宮委員 24ページの第1期計画期間中の進捗状況のところの数字ですけれども、平成17年から19年までの2年間でかなりの数字を上げておまして、大変結構なことですけれども、例えば施設から一般就労をしたけれども、残念なことに、また施設に戻ったという動きはなかったのでしょうか。常に素晴らしい成果といいますか、目標数値に向かって前進しているということでしょうか。

事務局（成澤就労・相談支援担当係長） こちらの数値については、委員ご指摘の部分についてはちょっと押さえておりません。

野宮委員 あくまでも、17年から目指している4.5倍の数字に基づいて19年度に出ているのですけれども、わからないのですね。

事務局（成澤就労・相談支援担当係長） 現時点ではわかりません。申しわけございません。

野宮委員 わかりました。

神田会長代理 ほかにございませんか。

河西委員 今の24ページの一般就労支援のところ、僕はあさかげ生活支援センターの仕事をやっているのですけれども、ここ半年、1年で就労という話がぼつぼつ上がってきています。そこで、ハローワーク経由のオープン、もしくはクローズもあるようなのですけれども、ハローワークの実数はこういう精神障がいの就労の部分では目立ってきた部分なのです。ハローワークの部分とか数もこういう形では経由した実数みたいな形で、もしくはオープンとかクローズの縦分けで数値的なものがここに掲載されるのでしょうか。

事務局（吉井事業計画担当係長） その数字自体は、今、ちょっと手元にないのでわからないのですけれども、この障がい福祉計画に関しての数値目標が、今、福祉施設から一般就労へ移行された方の数を載せています。どうやって調べているかということ、福祉施設の方に調査依頼をかけた上で、退所された方のその後の行き先はどこになりましたかということを知っているのです。それで、例えば民間の企業に行きましたという方をここに計上してしまっていて、今回載せる数字はその数字なので、ハローワークさんの数字を載せるという話ではないです。

河西委員 実際の話、一般就労の形で普通の会社や企業に行く例はほとんどないのです。市内の状況としてですね。ただ、ハローワークのトライアル雇用とかいろいろあるのですけれども、ハローワークの部分でオープンでという数を実数として上がってきているので、既存の就労支援型の実数の押さえ方としてはちょっとなじまないかもしれませんが、数的に、そっちの方で目標なり数値の実績で上げてもらった方が、僕らとしてはわかりやすいと思うのです。

以上です。

神田会長代理 事務局、いいですか。

事務局（吉井事業計画担当係長） 今のお話なのですけれども、就労支援を進めていくに当たって、ハローワークさんとか北海道さんと連携していかなければならない部分になりますので、参考にさせていただきたいと思います。

神田会長代理 ほかにございませんか。

なければ、ちょっといいですか。

障がい者の就労についてでございますけれども、私はこれに一番関心を持っています。ということは、国の1.8の方針より北海道の就労率が高くなってきています。その点はうれしいことでございますけれども、もっともっとハローワークの相談員さん、あるいは北海道高齢・障害者福祉雇用促進協会がもっともっと積極的にやると。それから、私たちは、この施策推進協議会ばかりでなく、福祉のまちづくりの関係でも常に就労の問題が出てきますから、それをあわせて庁内でもそういう情報をどんどん収集して、意見を集約し

ていただきたいと思います。特に、福祉的就労から一般就労に、そこにまつわるのはバリアフリーの問題があります。バリアフリーで、障がい者を雇用できるように、雇用するような状態をつくっていかねばならないのです。変な話だけれども、罰金だけ払えばいいのだという企業がありますから、そうではなく、それを国土交通省にも私たちは強く言っているのです。

そういう面もあわせて、今、政令指定都市の特例というのを外されまして、市町村の市にすぎません。だから、北海道の傘下にありますから、それをあわせて、そうなっても札幌市は障がい社福祉のレベルは下げないということで約束してもらっていますから、その点は、道と折衝するときも、意見交換をするときも強く言ってください。国にそこを負荷させろというのが私たちの仕事でございますけれども、そればかり中央に言って、この3カ年の激変緩和をあわせて、今、中央で情報収集をしながら、情報提供をしながら進んでいるところがございますから、特に障がい者の就労につきましてはよろしく願いいたしたいと思います。

ほかにございませんか。

中村委員 委員という立場になるのかどうかわかりませんが、最終的には障がいを持っておられる方々の一般就労、社会参加、自立ということになるかと思います。私も、それを目指して、こういった協議会、地域なり、それから現場で、皆さん方と、それぞれの立場の方々と連携しながら、一人一人の就職に向けた努力をしているところでございます。

今おっしゃった国交省の問題は、国レベルでも来年の予算はかなり充実したものができ上がっているように聞いております。それから、障がい者の雇用促進法も相まって、そういった方向に向けていきたいということで動いています。

雇用促進協会の話もありました。それから、センターの話もありましたし、さまざまな段階で連携して積み上げてまいりたいと思います。当然、市のこういった関係についても協力関係に持って行ってまいりたいと思っています。

最も大切なのは、今、会長代理がおっしゃったように、企業の方々の協力だと思います。今、経済情勢もそうですが、企業も大変つらい立場にありますので、雇用するということでのコストも当然見てもらわなければなりません。ですから、働く側も、雇用する側も、その辺のところをお互い理解し合った雇用関係をつくっていただければと思っております。

神田会長代理 北海道電力が子会社組織でそういう体制の機運もできていますし、だんだんそういう機運が出てきています。前は、北海道の労働部あたりに障がい者雇用のアドバイザー制度が単費であったのです。そういう制度を、高齢者及び雇用促進アドバイザー制度を民間にあわせて、それがみんな功を奏した部分があるものですから、そういう制度を道なり札幌市も含めてつくって行って、福祉就労から一般就労に移行できるものももっともあってあると思うのです。

特に、例を申し上げますと、岩見沢の昔の緑成園は、暇があったら障がい者スポーツに出てきたわけですが、今はほとんど出てきていないです。自分たちの関係の子会社の制度に

なったから、自分たちの飯の種が、稼げば稼ぐほど自分の実になるでしょう。そういう状況も出てくるわけです。

ですから、私たちもどんどん声を出していく、そして行政にもある程度お願いをしていくというのが就労を拡大していくということでございますので、今後ともよろしくお願ひします。

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

神田会長代理 ないようでございますので、この件につきましては終了させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

神田会長代理 それでは、次の議題に入りたいと思います。

2番目の交通費助成制度についてでございます。

事務局から説明を願ひます。

事務局(庄中移動支援担当係長) 私は、障がい福祉課移動支援担当係長の庄中と申します。

本日は、よろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

現在、この障がい者交通費助成制度につきまして見直しの検討を進めておりまして、前回の施策推進協議会では見直し案についてご説明させていただいたところでございます。

議題2の資料の3ページの左側に、現行制度と見直し案の内容について簡単に表にまとめております。

障がい者交通費助成制度につきましては、障がい等級が中度の場合、身体、知的障がいと精神障がいと助成内容に大きな格差があることや、タクシー券やガソリン券を選択できないことなど、制度上の課題として以前からその改善を強く求められてきておりました。また、この制度の利用者の増加に伴って、年々、1億円程度の事業費が増加してきているという状況もございました。このようなことから、制度上の課題を改善するとともに、将来にわたって持続可能な制度とするため、この見直し案を提案したところでございます。

この見直し案につきまして、意見交換会や札幌市のコールセンター、ホームページなどを通してさまざまなご意見を数多くいただいていたところでございます。

1ページをごらんいただきたいのですが、6月末までには855件もの意見が寄せられまして、見直し案に賛成というご意見は45件、反対というご意見が615件ということで、多くのご意見は反対ということでございました。意見交換会は、札幌市が主催した2回を含めまして17回の意見交換会を開催し、1,000名を超える方々のご参加がございました。このほかにも、政策提言サポーターや関係団体の方々と意見交換会を重ねてきており、サポーターの方々には障がい者交通費助成制度をテーマにした懇談会をグループワーク形式で開催していただいたり、9月18日には提言書を提出していただいて

おります。

その提言書につきましては、この資料の4ページ、5ページに載せておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

障がいのある方々を初め、そのご家族や施設関係者、関係団体などから生活実態に根差した切実な声、貴重なご意見をいただいております。

2ページをごらんいただきたいのですが、主な意見をここにまとめてございます。

賛成意見は白丸で書いておまして、タクシー券、ガソリン券を選択できる対象が拡大されるということ、精神障害3級の助成額が増加されるということがございます。反対意見は黒丸にしておりますけれども、通所、通学、通院、通勤など必要な外出ができなくなってしまう、大幅な削減により必要な外出ができなくなってしまうということです。次に、重度の視覚障がいのある方や知的障がいのある方々は、福祉乗車証が廃止となってウィズユーカードになると、そのウィズユーカードの利用が困難になるということです。介助者が必要になるなど、重度ほど外出が困難であるということと、生活実態が厳しい中、削減額が大き過ぎるというようなこと、遠距離を移動する者にとっては利用上限の設定は不公平であるということ、これは利用上限を一律にすることによって近くの方と遠くの方では必要な交通費が違うのではないかとのご指摘です。あと、福祉乗車証を存続してほしいということなどが上げられます。

そこで、これらの多岐にわたるご意見をいたしまして、これらのご意見を踏まえすと、障がいのある方々を初め、広く市民の皆様の理解を得られる制度とするためには、さらに時間をかけて議論を深めていく必要があると判断いたしまして、当初は見直しの実施時期を平成21年4月からということで検討しておりましたが、1年先送りすることとしまして、平成22年4月からのスタートを目指して検討を深めていきたいと考えているところです。

今後の見直しの検討を進めるに当たりましては、引き続き関係団体の代表者や政策提言サポーターの方々などと協議の場を設定し、自立した地域生活を送るために確保すべき外出や障がいの種類や程度に応じた助成のあり方などについて具体的な意見交換を行ってまいりたいと考えております。

見直しの方向性といたしましては、3ページの右下の方に載せてありますが、まず身体、知的障がいと精神障がいの助成内容の格差を是正し、身体、知的、精神の三つの障がいで共通した仕組みというもの、あと、助成メニューの選択の幅を拡大して利用者のニーズにこたえる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

次に、現在、障がいのある方々の自立生活支援をいかに進めていくかということが重要になってきておりますので、この制度は障がいのある方々にとって自立した地域生活を送る上で大きな支えとなっていることから、通所や通学などのために必要な外出につきましては、できる限り確保するような仕組みを目指してまいりたいと考えております。

そして、重度の視覚、知的障がいなどそれぞれの障がいによって配慮すべきことがある

ことから、障がいの種類や程度に応じた助成のあり方などについて検討を深めてまいりたいと考えております。

なお、既に提案した見直し案は、現行制度と比較いたしまして6億円から7億円ぐらいの事業費の減額を見込んでおりましたが、この財源につきましては、財政担当部局とも協議しながら、交通費助成に係る予算をできる限り確保するよう努めてまいりたいと考えているところです。

以上、簡単ですが、前回の見直し案の説明以降の意見交換会等を踏まえての考え方の修正などについて説明させていただきました。

以上でございます。

神田会長代理 ただいまの事務局からの説明について、何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。

河西委員 札回連の河西です。

日にちを思い出せないのですけれども、9月ぐらいに当事者による交通費の集会がありました。身障センターで日曜日にあったのですけれども、そのときに、これはうちの顧問のエサシさんにも賛同いただけたのですが、知的障がいの子どもの今の福祉乗車証でない形で降車しようとするときには、多分、パニックに陥るだろうというエサシさんの指摘を受けまして、僕もそういう話をしたのです。それは、僕がかねてから言っているICカードで十分クリアできるのではないかということで、それはエサシさんにも賛同いただけたのです。

実際、バスの降車の際のカードでのパニックというのは、知的障がいの子どもの場合は十分あり得るので、それはご賛同いただけると思うのです。よく考えてみると、敬老パスの、高齢者というか、降車する際に何がしかの煩わしい部分があるか、そのほかにも考えられるのは盲聾ですね。そちらは身体障がいに入りますけれども、そういう部分で考えていくと、ICカードの便利性がほかの障がい者にかかわらない部分で、妊婦の方にも枝葉が伸びてくるので、利用者の可能性としては、かなりのパーセンテージに、市民の足で考えた場合には10万人以上の足の部分は出てくると思います。

そういうことを考えた場合、ICカードの適用の仕方の部分で、コストの部分の問題になるわけですが、岡田部長と森下課長からは、機械の設置部分の莫大な費用という形でご答弁いただいたのですけれども、これを一般の方のいろいろな費用の面まで勘案したときに、一定の費用対効果が上がるという形で予算が通れば、ICカードの導入は大分具体的に、多分、何億円単位のコストはかかると思うのですけれども、長い目を見た場合、こういう改正の部分は、エサシさんが指摘されておりましたけれども、今の身障のエレベーターの設置が後に回って、そのために莫大な費用がかかったあのスタイルだねと言われました。ICカードはメモリーチップを埋め込む形でデジタルな記録が可能ということで、福祉乗車証でカウントできない実数がカウントできるというのが最大のメリットなわけです。そのほかに、ICカードのメリットの部分で、一般の方へのいろいろな場面での適用の可

能でありますので、そこまで踏み込んだ形になれば、あとはコスト、技術的な面だと思います。

以上です。

事務局（庄中移動支援担当係長） 貴重なご意見をありがとうございます。

今おっしゃられたとおり、確かに、重度の知的障がい児の方とか視覚障がいの方々につきましては、先ほどもちょっとご説明しましたけれども、パスがなくなってウイズユーカード方式になると、利用の面でかなりの困難がつかまとうと思いますので、そこについては重要な課題として考えていかなければいけないと思っていますところでは。

ICカードということになれば、おっしゃるとおり、そのような課題についても解決されると思うのですが、ICカードにつきましては、地下鉄につきましては来年春ごろには導入される予定でございますが、民間のバス、市電につきましては、まだその導入時期が全く未定でございます。市内の公共交通機関のすべてでICカードの設備が整ったときには、当然、障がいのあるの方々に対しても、導入については検討していきたいと考えているところでございます。

あとは、利用実態も把握できるというメリットもあります。障がい者の利用の向上のほかにもメリットはございますので、そういう設備環境が整ったときには考えていかなければならない事項だと思っております。

神田会長代理 ほかにございませんか。

私からお尋ねしますけれども、とにかく1年間伸ばしたという格好で、また障がい者団体に意向をお伺いするようなことになるのですか。

事務局（庄中移動支援担当係長） 今回、見直し案を提案した以降、いろいろなご意見をいただいておりますので、今度はさらに具体的な意見交換を丁寧にしていきたいと思っております。意見交換を通しながら、次は見直しについて一緒に構築していきたいと考えてございます。

神田会長代理 そうであれば、私の意見として申し上げますが、1年間、こうやって皆さんと話したのだし、1年間延期しても白紙撤回にはならないのだから、今までの1年間の団体の意見を踏まえて、こういう意向だというふうに行政の立場で示してもらった方がいいと思うのです。それに対して、両方で研究していくという格好の方がいいと考えています。かえって、その方が解決が早いのではないかと。

同じ障がい者でも、不心得な者がいて、すぐに現金ショップにタクシー券を持っていつている者もいるのです。そうかといって、社会参加するのに足りない仲間たちもいるのです。それは、どこかチェック機構を一つ設けてください。タクシー券なんか、障がい福祉課へ行って、そこで決裁するだけでしょう。面倒になるけれども、もう1回、発行している区の福祉部に持って行ってチェックするとか、障がい者の参加でこれだけでは足りないと、敬老パスだってこういう状況でした。今、私が伺っているところで見ると、敬老パスの上限を1万7,500円で7万円にしようというご意向も出ているとも承知しています。

それもあわせて、障がい者の交通費助成を考えてみたらどうかと思うのです。

まず、行政としてはこうしていきたいと示してもらって、それからみんなでそれに対する研究をしていく、視覚障がい者がどこに入れるといっても、全盲の仲間たちは入れられない、だから見るだけにしようとか、そういう意見もあるわけでしょう。だから、それにあわせて、まずは行政がそれに対するものを出すという方がいいのではないかと思っています。これは、あくまでも白紙撤回にならないということで、行政は、財政上、こうしたいと言うのだから、そんなことで私からお話ししておきます。

これは別にコメントは要りません。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

神田会長代理 ないようでございますので、この件についてはこれで終了させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

神田会長代理 本日の議題につきましてはこれで終了いたしました。事務局から何点か報告があるとのことでございます。

事務局から報告をお願いいたします。

事務局(成澤就労・相談支援担当係長) 就労・相談支援担当係長をしております成澤と申します。よろしくをお願いいたします。

座って説明をさせていただきます。

資料につきましては、報告資料と書かれたものをごらんいただきたいと思います。

最近、重立った取り組みとして、就労に関する事業と相談支援に関する事業を、4点、ご説明させていただきます。

報告資料を1枚めくっていただいて、地域活動支援センター就労者支援型事業というものを、ことしの10月、本格的には11月から開始する予定でございます。

この事業は、北海道と厚生労働省で就業・生活支援センター事業というものを行っております。札幌市内には、北区に就業・生活支援センター、たすくという事業所がございます。現在は1カ所だけしかございませんが、こちらの事業は障がいがある方の就労支援、継続的な雇用がされるように定着支援あるいは日中活動の支援の双方を行う事業として、札幌市内では1カ所だけでは足りないという就労関係団体の方、あるいは就労関係に携わる関係者の方からのご意見を踏まえまして、札幌市の単独事業として就業・生活支援センターを補完していく事業として、ことし1カ所増設しております。

こちらを受託している法人が、NPO法人きなはれという事業所として、この地域活動センター就労者支援型の事務所については、ここの資料にあります豊平区豊平1条3丁目で、名称が就業・生活運営プラザ、トネットというところになります。この就業・生活支援センターの市単費事業プラス地域活動支援センターという日中活動の交流の場、働く障がいのある方の交流をする場所を運営するというので、事業を本格的には11月から開

始する予定であります。

この選考に当たりましては、行政の方で募集を行って、4法人から提案がありまして、ハローワーク、あるいは就業・生活支援センターを実施している事業所の方、あとは就労に詳しい方を加えて、行政と民間の方が半々で企画提案をしていただいた4法人をそれぞれプレゼンしていただいて、1カ所、選定をしたということになっております。11月から本格化道の事業でございます。行く行くは、就業・生活支援センターへ移行していただいて、札幌市内に4圏域定めているのですが、その4圏域に就業・生活支援センターが整備されるまでの補完事業という役割を担っております。

もう1枚めくっていただいて、カラーのA4横の資料になりますが、こちらもことし就労関係で取り組む大きな事業の一つです。障がい者「元気はっけん（派遣）」事業と言いまして、今、一般の雇用においても雇用形態が多様化しております。こういうことを踏まえまして、障がいのある方についても派遣という形態で労働が可能かどうか、試行的に行ってみようということで、札幌市の単独事業として今年度から平成22年度までに試行的に行おうという取り組みです。

事業のねらいとしては3点ございまして、派遣という形態を用いて企業側の障がいのある方に対する理解を促進していこうというのが1点、もう一つのねらいは、障がいのある方の適職を見つけるための機会を拡大していこうということです。企業のニーズに合った人材供給を図っていくということと、こういった派遣によって相互理解を深めていく、うまくマッチングさせていくということが最大のポイントになります。

事業のイメージを2番で書いてありますが、対象となる障がいのある方につきましては、札幌圏、札幌の周辺市町村を含めた障がい者雇用の状況を踏まえまして、身体障がいのある方に関しては重度の方を対象にし、身体障がいのある方の軽度の方の雇用は比較的進んでいるのですけれども、おくれております知的障がいのある方、あるいは精神障がいのある方、あるいは発達障がいのある方も対象にしていこうというもので、人材派遣会社に登録しまして、人材派遣会社で企業ニーズに合わせた、登録者の状況に応じた研修を実施していく、そして派遣を行う、あるいは実習も行っていきます。この派遣を通じて、最終的には一般雇用につなげていくという事業でございます。

ことしの秋口から開始ということで準備を進めておりましたが、内部精査あるいは関係機関との精査に若干時間を要しておりまして、年内には事業者をできるだけ決めて、年明けには試行事業を開始ということで現在進めているところでございます。

就労の支援に関する重立った事業が二つと、次にもう1ページ開いていただきまして、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、現在、札幌市の方で相談支援事業所というさまざまな相談に応じる事業所を、これまで市内に12カ所ございましたが、10月に2カ所増設しております。

資料は、「障がいのある方やご家族の相談窓口です」というタイトルが書かれたものでして、これを1枚めくっていただきますと、現在、札幌市内にある相談支援事業所14カ

所が載っております。10月からふえた事業所につきましては、真ん中にあります マストビーというところが厚別区に、そこから三つ下がったところの相談室 ホクホクという2カ所をふやしております。現在、札幌市の相談支援事業所につきましては、主に身体障がいのある方の相談を受けるところと、知的障がいのある方、精神障がいと3区分に類型を立てているのですけれども、主に身体障がいのある方の相談を受けるところが1カ所、B型という知的障がいのある方の相談を受けるところが7カ所、精神障がいのある方の相談を受けるところが6カ所ということですが、こちらについては、来年度に向けて、こういった類型を撤廃して、現在も3障がいすべてに対応するようにしているのですけれども、明確に14事業所で3障がいに対応していこうということで、現在、作業を進めているところでございます。

相談支援に関するもう一つの大きな取り組みとしまして、資料の最後にカラー版で障がい者地域生活見守りネットワークの構築についてというものがございます。

これは、一番最初に計画の中でも虐待に関する取り組みを2期計画で載せるという説明がありましたが、皆様ご承知のとおり、三丁目食堂事件を踏まえまして、札幌市の方で障がいのある方への虐待に関して速やかに対応していこうということで、その関係の図をまとめたものです。

黄色の部分、障がいのある方で、在宅あるいは施設サービスを利用されている方ということで、障がいのある方が虐待を受けた場合にどういった経路で情報が入るかという流れを示したのですが、例えば地域住民の方が気づく、あるいは民生委員の方が気づく、あるいは親族の方が気づいて、その後、先ほど説明しました相談支援事業所など関係機関への通報もされるだろうということを踏まえまして、新たな取り組みとして地域の虐待、通報窓口、まるしんと書かれたものが、先ほど説明しました相談支援事業所14カ所と、高齢者の地域での支援を行う地域包括支援センターが市内に17カ所ございます。合計31カ所に、地域の方から障がいのある方の虐待情報が速やかに寄せられるように、ポスターによる掲示を行いまして、地域住民からの情報を寄せていただくという取り組みを新たに行っております。

こうした情報が、市役所、行政の区役所、あるいは本庁に来るということで、行政内で障がい者虐待に関する情報がうまく共有されるように、二つ目のまるしんになりますけれども、右上の方ですが、障がい者福祉における虐待相談対応記録表というものを導入しております。これは、きちんと文字化をして、一担当者の情報として終わらせるのではなくて、市役所組織としての情報にするということで、こういった記録表対応を既に行っております。

それから、真ん中にあります障がい程度区分認定チェックリストということで、障がい程度区分認定審査時に、すべての障がいのある方の身体状況等、あるいは日常生活状況で虐待の疑いがないかどうかということで、障がい程度区分認定審査時にすべての障がいのある方に対してチェックリストによるチェックを行っております。これが3点目の新たな

取り組みです。

4 点目としまして、一番下にあります知的障がい者要支援者の通報ということで、更生相談書、身体、知的、あるいは精神保健福祉センターの方で障がいのある方から相談を受けたときに、虐待の疑いがある、これは要支援しなければいけないという方について通報するという取り組みを行っております。

それから、右下になりますけれども、改めて知的障がいのある方の虐待はどういった状況であるかということをも三丁目食堂等の事件を踏まえてまとめて、これをもとに市役所の中で障がい者虐待の対応を行っております。

こういった取り組みを行って、三丁目食堂以降、地域の方が新聞報道等で三丁目食堂でこういうことが起きたということに関心を示されて、軽微なものではありますが、この方は容姿が乱れていますよといった情報が数件入っております、随時、区役所が速やかに相談支援事業所と連携して対応しているという状況になっております。

先ほど、障がい福祉計画の説明の中で、官公需のことについて2期計画にのせるということがありました。これにつきましては、先ほど説明がありましたとおり、札幌市の22年度までの重点計画で新まちづくり計画という事業計画があります。その計画の中で、市役所の官公需の発注、福祉施設からの発注を伸ばしていこうという取り組みを行って、ことし、元気ショップの2号店に向けた調査費を計上しております。現在、福祉施設関係の物販の発注に関しては、元気ショップを核としてさまざまな取り組みを行っておりますので、そういった調査とか、既存の元気ショップを通じて発注が伸びるようないろいろな取り組みを行っているところです。そういうことも踏まえまして、庁内会議もできるだけ早目に立ち上げて、市役所内での発注、福祉施設への発注に向けた仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

私の方からは以上です。

神田会長代理 どうもご苦労さまです。

吉井係長から、どうぞ。

事務局（吉井事業計画担当係長） 続きまして、皆様のお手元に障がい者による政策提言サポーターの平成19年度提言書に対する取り組み状況をお配りしています。

これは、ことしの2月13日にサポーターの皆様から提出いただいた4回目の提言書に対する取り組み状況についてでございます、ことしの5月に公表したものでございます。

内容については、この場ではご説明いたしません、今回の取り組み状況に関しては、4回目に提出された提言書に対する取り組みだけではなく、過去の1回目から3回目までの提言に対する取り組み状況についても改めて見直してみようということで、一部、回答しています。札幌市の障がい福祉に関して、結構、広範なご意見をいただいております、参考になるとおりましたので、お配りさせていただきました。

以上でございます。

神田会長代理 どうもご苦労さまでした。

事務局からの報告に対してご質問はございませんでしょうか。

私から申し上げさせていただきます。

障がい者雇用についてのことがだんだん進んできて本当にありがたいのだけれども、ジョブコーチ制度を大いに活用してください。ハローワークの所長さんをご存じですね。必ず、3カ月、3カ月、その事業に対して指導、監督するものがありますから、ジョブコーチ制度を大いに活用すること。

それから、人材派遣会社については、あくまでも専門職の短期と決まっているのだから、それに違反しないように、派遣制度は社会情勢の中で随分批判が出てきています。1人派遣して3割もマージンを払うのだったら正職員にすればいいのではないかという話も出てきているから、そういうことも十分に気をつけてください。派遣会社で1人、2人が2期、3期やって、本当にピンはね商売をやっているところが多くなってきています。だから、経営者も、労賃が安いものだから派遣制度に取りかえて、そこに悪が出てきているのです。一部上場の会社は、今、札幌にも出てきました。そういうことに十分気をつけて、派遣というのは専門職に限る、しかも短期だから、それを踏まえて障がい者の雇用についても十分気をつけておやりくださいということです。

よろしく願いいたします。

事務局（成澤就労・相談支援担当係長） 十分踏まえさせていただいて進めたいと思います。ありがとうございます。

神田会長代理 それでは、事務局からの報告に対する質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

神田会長代理 それでは、委員の方々から全体を通じてのご意見などがおありであればお受けいたします。

どうぞ。

黒田委員 黒田です。

先ほどのことも含めて、3点ばかり伺います。

一つは、先ほども就労についてお話がありましたけれども、私は商工会議所の議員の方に、オブザーバーでも結構ですから、可能であればここに来ていただいて、我々の、特に就労についての考え方を聞いていただきたいと思います。我々が内側だけで話をしてもいけないので、そういうこともどうかと思います。

それから、河西委員からありましたように、バス利用者でカードを機械に入れる場合、敬老パスを利用されている方もそうですけれども、なかなかスムーズにできない方がいらっしやいます。そういう場合に、私はバスと地下鉄等を利用させていただいていますけれども、なかなか挿入できない場合、運転手さんがお手伝いしています。要するに、お客さんあつてのバス事業者ですから、そういうサービスも必要です。ですから、すぐにICカードを導入できないのであれば、交通事業者にも、何も遠慮する必要はないですから、我々はただ乗っているわけではないので、向こうも利益を得ているわけですから、そういう

ことも含めてお話ししていった方がいいかなと思います。

それから、この会議は次回もありますけれども、事務局はいろいろ大変だと思いますが、資料等を事前に郵送して配付していただきたいのです。当日であれば、説明を聞いた後、すぐにその場で質問するのは難しいですが、事前に目を通してくと、すぐに質問をできると思います。これはお願いします。

神田会長代理 事務局、よろしいですか。

事務局（吉井事業計画担当係長） 貴重なご意見をありがとうございます。

資料に関しましては、できる限り事前にお送りするように、今後、努めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

神田会長代理 あと、商工会議所のオブザーバー参加、あるいは、バス利用者に対する折衝、対応も、どうぞ十分検討をして、願いしてください。

事務局（吉井事業計画担当係長） はい。

神田会長代理 ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

５．閉 会

神田会長代理 ないようでございますので、以上をもちまして本日の協議会を終了したいと思います。

本日は、本当にお疲れさまでした。

以 上